

# 高知県公立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援）実施要領

## 第1章 趣旨

### （趣旨）

第1条 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に基づき、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う修学支援事業（以下「学び直し支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 学び直し支援金（通常）

### （目的）

第2条 高等学校等を中途退学した後再び高知県公立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科（以下「高等学校等（定通）」という。）は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給することにより、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### （支給の対象）

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「受給権者」という。）とする。

- （1）日本国内に住所を有する者
- （2）高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- （3）法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校等（定通）は48月）を超える者）
- （4）平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号。以下「改正法」という。）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）であった者に限る。）
- （5）法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- （6）学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）である者
- （7）学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（以下「単位制高等学校等」という。）に入学した者で

ある場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74単位を超えていない者

- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者。ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第3項に該当する者を除く。）
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については適用しない。

#### （支給の期間及び額）

- 第4条 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月（高等学校等（定通）は24月）とする。
- 2 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。
- 3 学び直し支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（表1に掲げる支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

#### （学び直し支援金の代理受領）

- 第5条 県（市町村立高等学校の場合は、市町村）は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。これにより、当該受給権者に対し、学び直し支援金の支給があったものとみなす。
- 2 学び直し支援金の支給前に当該受給権者の授業料が納付されている場合は、当該学び直し支援金に相当する額を当該受給権者に支給するものとする。

#### （受給資格の認定）

- 第6条 学び直し支援金の支給を受けようとする者は、様式1による受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に保護者等の課税所得額（課税標準額）、市町村民税の調整控除額等を証明する書類等（以下「課税証明書等」という。）を添えて、県立高等学校長又は市町村（以下「学校長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 学校長等は、認定申請書の提出があったときは、当該認定申請書等に基づき支給要件を確認した上で様式2による認定申請者一覧を作成し、認定申請書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による認定申請書の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、様式3により当該学校長等に通知するものとする。
- 4 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式4又は様式5により生徒に通知しなければならない。

#### （受給資格の消滅）

- 第7条 学校長等は、受給権者の受給資格が消滅したときは、様式6による資格消滅者一

覧を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による資格消滅者一覧の提出を受けたときは、審査の上その結果を様式7により当該学校長等に通知するものとする。
- 3 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式8又は様式9により生徒に通知しなければならない。

(授業料額の変更)

第8条 学校長等は、受給権者の授業料の変更があったときは、様式10による授業料額変更届を教育委員会に提出しなければならない。

(収入状況の届出等)

- 第9条 受給権者は、毎年度、7月31日までに、様式1による収入状況届出書に課税証明書等を添えて、学校長等に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等について変動等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書等を学校長等に提出しなければならない。
  - 3 学校長等は、受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、様式11による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
  - 4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書等の提出があったときは、審査の上その結果を、様式12により当該学校長等に通知するものとする。
  - 5 教育委員会は、受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、学び直し支援金の支給を差し止めることができる。
  - 6 教育委員会は、前項の規定による支給の差し止めを決定した場合は、様式13により学校長等に通知するものとする。
  - 7 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式14により生徒に通知しなければならない。

(課税証明書等の省略)

第10条 第6条第1項に規定する申請並びに第9条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、就学支援金の受給手続に伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

(支給停止等)

- 第11条 受給権者は、休学により学び直し支援金の支給停止を希望する場合は、様式15による支給停止申出書を学校長等に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、学び直し支援金の支給の停止を決定したときは、様式17により学校長等に通知するものとする。
  - 3 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、様式18により受給権者に通知しなければならない。

(支給の再開)

第12条 前条の規定により学び直し支援金の支給を停止されていた受給権者が、支給の再開を求めるときは、様式19による支給再開申出書に収入状況届出書等を添えて、学校長等に提出しなければならない。

2 前項に規定する申出を行う場合の課税証明書等の添付は、就学支援金又は学び直し支援金の受給手続きに伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

3 教育委員会は、学び直し支援金の支給の再開を決定したときは、様式21により学校長等に通知するものとする。

4 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、様式22により受給権者に通知しなければならない。

(支給実績の証明)

第13条 学び直し支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、第7条第3項の規定による通知を添付しなければならない。

2 生徒は、第7条第3項の規定による通知を紛失した場合は、様式23により支給実績証明書の発行を申請することができる。

3 教育委員会は、前項の規定に基づく申請があった場合は、様式24による支給実績証明書を発行するものとする。

### 第3章 学び直し支援金（家計急変）

(目的)

第14条 施行令第1条第2項の規定により所得制限に該当し、受給資格認定されなかった生徒のうち、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由による離職等により従前得ていた収入を得ることができない場合に、同条第3項の規定により学び直し支援金の受給資格を有すると認定を受けた者に対し、法に基づく就学支援金の支給期間である36月（高等学校等（定通）は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象)

第15条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「特例受給権者」という。）とする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校等（定通）は48月）を超える者）

(4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象

者（改正法による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）であった者に限る。）

(5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者

(6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）である者

(7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、単位制高等学校等に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74単位を超えていない者

(8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（施行令第1条第3項に該当する者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、施行規則第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については適用しない。

（受給資格の認定等）

第16条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1の2による受給資格認定申請書（以下この条において「申請書」という。）に家計急変事由を証明する書類（以下「事由証明書類」という。）を添えて、学校長等に提出しなければならない。

2 学校長等は、申請書の提出があったときは、当該申請書等に基づき家計急変事由に該当しているか確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、家計急変事由について審査（以下「1次審査」という。）を行い、認定又は不認定を決定した上で、様式3又は3の2により学校長等に通知するものとする。

4 前項の1次審査において、認定となった生徒は、保護者等の課税証明書等及び家計急変事由発生後の収入証明書類を学校長等に提出しなければならない。

5 学校長等は、収入証明書類等の提出があったときは、当該証明書類等に基づき収入要件を満たしているかを確認した上で、当該証明書類等を教育委員会に提出しなければならない。

6 教育委員会は、前項の規定による収入証明書類等の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、様式3により学校長等に通知するものとする。

7 学校長等は、第3項の規定による不認定の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式4又は5により生徒に通知しなければならない。

（収入回復届出）

第17条 特例受給権者は、保護者等の再就職等により、収入要件を満たさなくなったとき

は、様式36による収入回復届出書及び様式1による収入状況届出書（以下「届出書」という。）に収入が回復したことを証明する書類を添えて、学校長等に提出しなければならない。

- 2 学校長等は、届出書の提出があったときは、当該届出書に基づき様式11による収入状況届出者一覧を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出を受けたときは、審査の上その結果を様式7により学校長等に通知するものとする。
- 4 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式9により生徒に通知しなければならない。

#### （収入状況の届出等）

第18条 特例受給権者は、毎年度7月及び1月において所定の期日までに様式1の2による収入状況届出書に保護者等の課税証明書等及び7月又は1月の直近6か月分の収入証明書類（以下この条において「所得判定に係る書類」という。）を添えて学校長等に提出しなければならない。ただし、当該所得判定に係る書類を第16条第4項の規定により既に提出している場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者は、保護者等について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書及び変更後の保護者等の所得判定に係る書類を学校長等に提出しなければならない。ただし、既に変更後の保護者等の所得判定に係る書類を提出している場合は、当該書類を添付することを要しない。
- 3 学校長等は、特例受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、様式11による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、審査の上、その結果を様式12により当該学校長等に通知するものとする。
- 5 教育委員会は、特例受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、学び直し支援金の支給を差止めることができる。
- 6 教育委員会は、前項の規定による支給の差止めを決定した場合は、様式13により学校長等に通知するものとする。
- 7 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに様式14により生徒に通知しなければならない。

#### （課税証明書等の省略）

第19条 第16条第4項に規定する申請並びに第18条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、就学支援金の受給手続に伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

#### （その他）

第20条 支給の期間及び額、学び直し支援金の代理受領、受給資格の消滅、授業料額の変更、支給停止等、支給の再開及び支給実績の証明については、第4条から第5条、第7条から第8条及び第11条から第13条までの規定を準用する。この場合において、「受給

権者」とあるのは「特例受給権者」と読み替えるものとする。

#### 第4章 市立高等学校の学び直し支援金

(学び直し支援金の交付申請)

第21条 市町村は、学び直し支援金の交付を申請しようとするときは、様式25による交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(学び直し支援金の交付決定)

第22条 教育委員会は、前条の規定による学び直し支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき学び直し支援金を決定し、様式26による交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(学び直し支援金の変更の交付申請)

第23条 市町村は、学び直し支援金の変更の交付の申請をしようとするときは、様式27による変更交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(学び直し支援金の変更の交付決定)

第24条 教育委員会は、前条の規定による学び直し支援金の変更の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、学び直し支援金の変更交付の決定をし、様式28による変更交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(学び直し支援金の支払手続)

第25条 市町村は、学び直し支援金の支払を受けようとするときは、様式29による支払請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(支払の調整)

第26条 教育委員会は、市町村に対して学び直し支援金を過払いした場合は、当該過払額について、年度内に限りその後に支払うべき学び直し支援金の内払とみなすことができる。

(実績報告)

第27条 市町村は、交付の決定を受けた学び直し支援金について、様式30による実績報告書を当該年度の教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第28条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、様式31による確定通知書により当該市町村に通知するものとする。

2 市町村に交付すべき学び直し支援金の額が確定した場合において、既に当該確定した額を超える額が交付されているときは、当該市町村は、当該を超える額に相当する学び直し支援金を返還しなければならない。

## 第5章 その他

(支給決定の通知)

第29条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式32から35までにより県立高等学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

(状況報告)

第30条 教育委員会は、学び直し支援金の交付に関し必要があると認めるときは、市町村に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(その他)

第31条 この要領に定めのない事項については、高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領に準じて取り扱う。

附 則

この要領は、平成26年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年7月27日から施行し、同年7月1日から適用する。

この要領は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の前日から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第3条第1項第6号及び第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。
- 3 改正後の要領第6条第1項の規定による受給資格認定申請については、令和2年6月支給分までの申請においては、保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類を添付することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。  
(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例)
- 2 令和3年4月分から令和5年3月分までの学び直し支援金の支給限度額の算定にあたっては、表1中「通算74、年間30単位まで」とあるのを「通算74単位まで」と読み替えるものとする。

表1 (第4条第3項関係)

		公立	
		定額授業料 の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—
高等学校 定時制	支給限度額	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—
高等学校 通信制	支給限度額	520 円/月	336 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—

- 1 支給対象単位数の上限は、一の年度における就学支援金と学び直し支援金の支給対象単位数を合算して30単位までとする。

※ 30単位上限の算定においては、年度をまたいで履修する場合、算定月（履修を開始した月）の属する年度の支給対象単位数として算定し、その翌年度の支給対象単位数としては算定しないこととする。

- 2 令和3年4月分から令和5年3月分までの学び直し支援金の支給限度額の算定にあたっては、上記1の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。